

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

平成29年12月22日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 通知の要旨

平成29年12月7日農林水産省告示第1981号（保安林の指定施業要件を変更する件）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
金指和可代	裾野市須山字大沢入ノ内堂尾五本地沢入 2311 の 310	裾野市役所
山川隆司	裾野市須山字大沢入ノ内堂尾五本地沢入 2311 の 310	裾野市役所
山川和樹	裾野市須山字大沢入ノ内堂尾五本地沢入 2311 の 310	裾野市役所
勝田和男	裾野市須山字大沢入ノ内堂尾五本地沢入 2311 の 310	裾野市役所
渡邊健	裾野市須山字大沢入ノ内堂尾五本地沢入 2311 の 310	裾野市役所